



# 島根県報

平成23年6月10日（金）

第2,297号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森 林 整 備 課) 2

補助金等交付規則第3条の規定により島根県森林環境保全造林事業補助金の交付  
の対象等を定める告示 ( " ) 2**【公 告】**

基本測量の終了 (用 地 対 策 課) 3

**【特定調達公告】**

島根県立出雲養護学校高等部第2別館校舎外の賃貸借に係る一般競争入札の実施 (教 育 施 設 課) 3

**【選管告示】**地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す  
る者の総数の50分の1及び3分の1の数 6**【公安告示】**

交通誘導警備業務1級及び2級検定の実施 (警 察 本 部) 7

**告 示****島根県告示第414号**

平成23年島根県告示第365号で指定された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
安来市広瀬町上山佐2882	須藤 徳三郎	東京市深川区深川富吉町7番地

**島根県告示第415号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県森林環境保全造林事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県森林環境保全造林事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第478号）は、廃止する。

平成23年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

島根県森林環境保全造林事業補助金

## 2 交付の目的

施業の集約化や作業道の整備を通じた低コストかつ計画的な森林整備及び生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全を図ることを目的とする。

## 3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び補助事業者の範囲

交付の対象である事業の内容	交付の率	補助事業者の範囲
1 森林環境保全直接支援事業 (1) 育成単層林整備 (2) 育成複層林整備 (3) 長期育成循環整備 (4) 付帯施設等整備	事業費（知事が別に定めるところにより算定した費用をいう。以下同じ。）の10分の4以内（公的森林整備（整備が進み難い森林における分収林方式による森林施業、分収林方式の解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な作業道の整備をいう。以下同じ。）にあっては、事業費の10分の5以内）	1 市町村 2 森林所有者（3から5までに掲げる者を除く。以下同じ。） 3 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「森林組合等」という。） 4 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人（以下「森林整備法人」という。） 5 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第4項の認定を受けた者 6 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する者又は同条第8号に規定する団体

		7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
2 環境林整備事業 (1) 広葉樹林化等整備 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 長期育成循環整備 エ 付帯施設等整備 (2) 被害森林整備 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 長期育成循環整備 エ 付帯施設等整備	事業費の10分の4以内（公的森林整備にあつては、事業費の10分の5以内）	1 市町村 2 森林組合等 3 森林整備法人 4 森林法施行令第11条第7号に規定する者
(3) 保全松林緊急保護整備 ア 育成単層林整備 イ 育成複層林整備 ウ 長期育成循環整備 エ 付帯施設等整備	事業費の10分の7以内	1 市町村 2 森林所有者及びその団体（3及び4に掲げるものを除く。） 3 森林組合等 4 森林整備法人

注1 補助金の対象となる事業は、この表に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものとする。

2 環境林整備事業においては、補助事業者が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の補助事業者にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限るものとする。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成23年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類及び作業地域

基本測量（精密地形調査）

2 作業期間

平成21年12月1日から平成23年3月31日まで

3 作業地域

松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町、美郷町

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年 6 月10日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

島根県立出雲養護学校高等部第2別館校舎外 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成24年 3 月 1 日（木）から平成29年 4 月30日（日）まで

## (4) 貸借物件設置期限

平成24年 2 月19日（日）

## (5) 貸借物件撤去期限

平成29年 6 月30日（金）

## (6) 設置場所

島根県出雲市神西沖町2485番地 島根県立出雲養護学校敷地内

## (7) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14借入品類」、中分類「(9)その他」に登録されている者であること。

(4) 本説明書に示した貸借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

## 3 入札手続等

## (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課（電話0852-22-5416 ファクシミリ0852-22-6016）

## (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成23年 6 月10日（金）から平成23年 7 月 4 日（月）午後5時までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、閲覧（ダウンロード）を希望する者は、本公告掲載のホームページの入札説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで(1)へ送付すること。

## (3) 入札書の提出期限等

## ア 日時

平成23年 7 月20日（水）午前10時まで（郵便入札にあっては、平成23年 7 月20日（水）午前9時必着）

## イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年7月20日（水）午前10時から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に平成23年7月4日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

Details:

A suite of school buildings for Shimane Prefectural Izumo Special Needs School, High School Division

Period of Lease: From March 1, 2012 To April 30, 2017

Desired Date of Completion: February 19, 2012

Location of Installation:

Shimane Prefectural Izumo Special Needs School

2485 Jinzaioki-cho, izumo-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender:

10:00 a.m. July 20, 2011

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9:00 a.m. July 20, 2011)

(3) Please tender all information to:

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone:0852-22-5416

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第51号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成23年6月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |   |  |         |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数   | 11,841  |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 165,338 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
|   | 八束選挙区  | 3,850   |
|   | 仁多選挙区  | 4,136   |
|   | 簸川選挙区  | 7,452   |
|   | 邑智選挙区  | 6,134   |
|   | 鹿足選挙区  | 4,433   |
|   | 隠岐選挙区  | 6,209   |
|   | 松江選挙区  | 52,028  |
|   | 浜田選挙区  | 16,444  |
|   | 出雲選挙区  | 39,312  |
|   | 益田選挙区  | 13,963  |
|   | 大田選挙区  | 10,918  |
|   | 安来選挙区  | 11,680  |
|   | 江津選挙区  | 7,232   |
|   | 雲南・飯石選挙区   | 13,556  |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 165,338 |

**公 安 委 員 会 告 示****島根県公安委員会告示第59号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成23年 6 月10日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	平成23年 9 月21日（水）午前 9 時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成23年10月26日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	平成23年 9 月21日（水）午前 9 時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成23年10月12日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	

## 2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 交通誘導警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○法令に関すること。</li> <li>○車両等の誘導に関すること。</li> <li>○交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車両等の誘導に関すること。</li> <li>○交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 交通誘導警備業務 2 級

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○法令に関すること。</li> <li>○車両等の誘導に関すること。</li> <li>○工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車両等の誘導に関すること。</li> <li>○工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 交通誘導警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 交通誘導警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成23年8月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

## (4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

## 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。